



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

国民健康保険の高齢受給者証を8月1日に更新します～7月下旬にご自宅へ郵送～

■高齢受給者証とは

70歳以上75歳未満の国民健康保険に加入している人に、所得などに応じて2割^{*}か3割の一部負担金の割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」を交付しております。

医療機関等の窓口で国保の被保険者証とともに提示してください。

※誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割負担に据え置かれています。

●対象期間

70歳になる誕生月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日まで

●更新時期

毎年7月末までに、8月1日から翌年7月31日までの有効期限のものを送付します。

一部負担金の割合は、所得などの状況によって毎年判定をします。

●一部負担金の割合

①現役並み所得者…3割負担

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人(旧国保被保険者)がいて現役並み所得者になった国保被保険者単身世帯の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国保被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人は、申請により「一般」の区分と同様となります。

②一般…2割負担(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)

現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人

③低所得者Ⅱ…2割負担(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

④低所得者Ⅰ…2割負担(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

※療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月から7月までの場合は前々年)の12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、住民税課税所得から次の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

- ・16歳未満の者の人数×33万円
- ・16歳以上19歳未満の者の人数×12万円

■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人単位 [外来]	世帯単位 [外来+入院]	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 ※1(44,400円)	260円
一般	2割	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)	8,000円	24,600円	210円 ※2(160円)
低所得者Ⅰ				100円

※1くゝ内は過去12ヵ月以内に既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目からの額

※2くゝ内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

●低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

一部負担金の限度額適用認定証・入院時食事療養費の減額認定証を8月1日に更新します

～該当する人は申請を～

次の認定証は毎年8月1日に更新します。現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日ですので、医療費が高額になると見込まれ、引き続き認定が必要な人は改めて申請してください。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

◆対象者

国保に加入している世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯の加入者全員が住民税非課税の人

②国民健康保険限度額適用認定証

◆対象者

国保に加入している70歳未満の人

●申請に必要なもの

- ・被保険者証、高齢受給者はその受給者証、印鑑
- ・既に認定を受けている人は限度額適用認定証
- ・対象となる人で、平成26年1月2日以降に赤穂市に転入された人のみ市町村民税(所得・課税)証明書

●受付 7月22日(火)～

※認定証は、保険税に未納がある場合、交付できないことがあります。

また、世帯の中で国保に加入している人(擬制世帯主を含む)のうち、所得が不明な人がいる場合、認定証の所得区分が正確に判定されず、医療機関等での自己負担額が本来よりも高くなる場合がありますので、所得の申告を行ってください。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の未納を防ぐために…免除・納付猶予制度の申請手続きを!

国民年金保険料は毎月納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが経済的に難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障がいや死亡といった不測の事態が生じた場合の年金(障害年金、遺族年金)を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」又は「猶予」される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

なお、一部免除は、一部保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

●免除を受けるための「所得」の目安 【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類 全額免除・若年者納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

()内は収入

*上記は標準的なモデルをもとに計算しています。
*所得の種類や控除額などによって、目安の所得範囲内でも免除に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

◆継続申請について

免除を受けるには、毎年申請が必要です。ただし、毎年、全額免除又は納付猶予を希望する場合は、継続審査の希望を申し出ることにより、翌年度以降の申請手続きが不要となります。▷全額承認の人は翌年も全額免除のみの審査 ▷猶予承認の人は翌年も猶予のみの審査となります ▷失業等を理由とした特例等による免除承認であった場合は、翌年度も申請が必要となります。

●申込方法 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」にある継続希望欄の「★(はい・いいえ)」の『はい』に○をつけてご提出ください。

◆結果の確認をお忘れなく

申請後、結果が通知されるまで、1～2ヵ月かかりますが、結果について必ずご確認くださいませようお願いします。

◆学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日 程 8月7日(木)、10月9日(木)
12月25日(木)、2月12日(木)
- ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場 所 市役所2階 204会議室
- ◆申 込 先 市民課 年金担当 ☎ 43・6820

社会保険労務士による市年金相談

- ◆日 程 7月17日(木)、9月18日(木)
11月20日(木)、1月15日(木)
3月19日(木)
- ◆時 間 午後1時30分～4時
- ◆場 所 市役所2階 201会議室



介護保険相談室

制度全般に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947
介護保険料に関すること 税務課 市民税係 ☎ 43・6803

平成26年度分介護保険料の納付をお願いします

介護保険は、介護が必要になったときに、本人負担1割で介護サービスが受けられる仕組みです。誰もが安心して暮らせるために、介護を社会全体でささえていく介護保険にご理解とご協力をお願いします。

第1号被保険者(65歳以上)で、特別徴収(年額18万円以上の年金受給者)の方には、介護保険料額決定通知書を、普通徴収(年度途中で転入や65歳になったなど)の方には、介護保険料額決定通知書と納付通知書を7月中旬にそれぞれ郵送します。

詳しくは通知書に同封のお知らせをご覧ください。なお、平成24年度から26年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

●普通徴収対象の方へ

安全・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。